

# 障害者手帳をお持ちの方へ

次のようなときは手続きが必要です。

## (1)手帳について

- ①転居や氏名変更
- ②他市町村から大山町に転入
- ③大山町から他市町村へ転出（転出先の市町村障がい福祉担当窓口にご相談下さい）
- ④手帳の紛失や破損
- ⑤手帳所持者の死亡
- ⑥身体障害者手帳取得から10年経過したとき（10年に一度再交付の手続きが必要です。）

※再交付の手続きには、印鑑・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚・お持ちの障害者手帳（紛失以外）が必要です。手続きによって、必要なものが異なりますので、下記の問い合わせ先に事前にご相談をお願いします。

## (2)各種助成制度を受けるとき

### 【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。（食事療養費・室料などは対象外）

#### ◆対象者

- 次の項目にすべて該当する方
- ・身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
  - ・18歳（特別医療費受給資格者を除く）から69歳（後期高齢者医療対象者を除く）の方
  - ・所得税非課税の方
  - ・公的扶助を受けている方

#### ◆手続きに必要なもの

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関の証明が必要です。

### 【障害者通所・通院費助成】

次の項目に該当する場合、通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）

- ・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。また、通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関・事業所の証明が必要です。

### 【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（所得税非課税の方が対象。公的扶助の受給者は除く）

※通院に送迎サービス等を利用している場合は対象外です。

◆手続きには、町指定の申請書に医療機関の証明が必要です。

## (1)(2)の手続き・問い合わせ先

福祉介護課 ☎0859-54-5207

中山支所総合窓口室 ☎0858-58-6111

大山支所総合窓口室 ☎0859-53-3311

## 憲法週間行事

5月1日から同月7日までの憲法週間にちなみ、裁判所、法務省、弁護士会の共催で、見学会や法律相談などを行います。お気軽にご利用ください。

1. 体験してみよう！裁判員裁判（裁判所見学会）

◆日時 5月19日（木）

13時30分～16時

◆場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部

◆定員 24人（申込受付順）

2. 鳥取県弁護士会による無料法律相談

◆日時 5月20日（金）

10時～15時

◆場所 鳥取地方・家庭裁判所米子支部庁舎内

◆定員 30人程度（当日受付順）

◆申込み・問い合わせ先

鳥取地方・家庭裁判所米子支部庶務課

☎0859-22-205